



阿南医師会中央病院と 阿南共栄病院の統合

徳島県厚生農業協同組合連合会、阿南市医師会および本市の三者は、昨年11月の「阿南中央医療センター（仮称）設立に向けての覚書」締結後、新病院の整備に向けて、三者で構成する設立委員会や設立委員会に諮る事項を事前協議するための作業部会などで必要事項の協議を重ねてまいりました。

これまでの協議内容については、検討体制、新病院開院までの想定スケジュールを決定したほか、本年4月には新病院の基本構想を策定しました。

基本構想では、本構想の経緯や本市および地域医療の現状をはじめ、新病院整備の基本的な考え方、新病院の主要機能や特徴、施設整備計画および円滑な組織統合と新病院開院に向けての取り組みべき事項などを掲げています。

現在は、新病院の基本計画の策定に向けて、効率的・効果的かつ詳細な協議をするために設置した「事業部」、「診療部」、「施設整備部」および「地

6月定例市議会 市長所信

6月議会が、6月6日から23日までの18日間の日程で開催されました。開会日には、議案審議に先立ち、当面する市政の重要課題について、市長から所信が表明されます。今議会で表明された主な内容については、次のとおりです。

域連携部」の4つのプロジェクトにおいて、統合に向けた具体的な整理と方向性の決定、各部門の診療機能と規模、さらには施設内容などの検討・協議を重ねています。

また、本市では、本年度より新病院の開院に向けて、市の関連事業の推進についての部課間の調整を行うとともに、関係する諸問題を審議するための「阿南中央医療センター（仮称）関連事業に係る庁内検討委員会」を設置しました。

なお、新病院の統合を支援するため設立していただいた市内の各種団体および関係機関で組織する「阿南市地域医療確立対策協議会」においては、新病院に対しての国・県の財政支援を確保するために、本年1月に県知事への支援要望を、2月には厚生労働省および財務省に対し、国の新たな財政支援制度についての要望活動を行っていただきました。

今後とも、本市は、両病院の円滑な融合が図られ、地域住民の命を守るすばらしい新病院ができるよう支援・協力をしてまいりたいと考えています。

「臨時福祉給付金」および 「子育て世帯臨時特例給付金」

本年4月からの消費税率の引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯の家計への負担軽減を図るため、暫定的・臨時的な措置として、国の補助事業により「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

本市では、福祉課および子ども相談室が担当窓口となり、現在、支給に向けて諸準備を進めているところです。

まず、臨時福祉給付金については、平成26年1月1日現在の住民基本台帳登録者で市民税が課税されておらず、なおかつ、市民税が課税されている方の扶養親族等でない方および生活保護受給者でない方が支給対象者となります。支給額は、対象者1人につき1万円、支給対象者は約1万7千人を見込んでおり、対象者のうち、老齢基礎年金、障害基礎年金および遺族基礎年金などの受給者については5千円が加算され、加算対象者は約9500人を見込んでいます。

また、子育て世帯臨時特例給付金については、平成26年1月分の児童手当受給者であって、平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方を対象として、児童1人につき1万円を支給するもので、支給対象者は約9200人を見込んでいます。

両給付金の今後のスケジュールは、平成26年度分の市民税が6月に賦課が完了することから、6月下旬頃に、支給対象者や支給対象者と思われる方に対して給付金の案内や申請書を送付し、7月1日から郵送および窓口にて申請の受付を開始します。

申請受付期間は、その後3カ月間を予定しており、申請書受付後に適正な審査を行った後、8月から順次支給していく予定です。

そのほか、広報あなん5月号、6月号において、両給付金に関する記事の掲載やチラシの折り込み、さらに市のホームページやケーブルテレビでも関連する記事を広報し、市民の皆さまに幅広く周知を図っています。

津波防災マップ

南海トラフ巨大地震に備えて、家庭や地域での防災対策に役立ててもらうため、新しい津波防災マップ「南海トラフ巨大地震・津波にそなえて」を作成しました。本年3月末に市内全戸への配布を完了し、現在、市ホームページ上においても公開しています。

当津波防災マップは、徳島県が指定した津波災害警戒区域（通称イエローゾーン）と基準水位を基に、市内で津波被害が予想される地域を水位により5段階に色分けした地図と、地震・津波の発生メカニズム、想定される被害家の中の安全対策や備蓄品など、地震・津波対策に有効な情報を掲載した冊子で構成しています。

また、地域防災計画で位置付けられた「市指定津波避難場所」の60カ所、周辺の基準水位より高い高台や施設を「緊急避難場所」として210カ所、また、「津波避難ビル」として92カ所など、計362カ所の避難先のほか、斜面崩壊の危険がある範囲や各地点の標高値、津波による最大水位なども表示しています。

本年3月には、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に本市も指定され、新たな計画作りや、地震・津波対策が求められていることから、今後、津波避難計画や津波防災マップを基に、推進計画および津波避難対策緊急事業

計画の作成に取り組んでまいりたいと考えています。

各ご家庭においては、当マップを活用しながら実際に避難先まで歩いて、避難経路の安全性や避難にかかった時間を確かめた後、避難先の候補地や家族の緊急連絡先を書き込み、わが家の避難計画を作成するなどして、近い将来必ず襲ってくる南海トラフ地震に備えていただきたいと思います。

新ごみ処理施設 「エコパーク阿南」

地元の皆さま方ならびに関係各位のご理解とご協力によりまして、4月1日から本格稼働を開始しました。

当施設は、最新鋭の設備を備え、処理能力は1日あたり96トンの可燃ごみと24トンの資源・不燃・粗大ごみを処理することができます。

また、ごみの焼却熱を有効利用した発電、太陽光発電、風力発電を備えており、さらに、環境保全対策として高度な排ガス処理を行い、排水処理についても雨水以外はすべて施設内で再利用しています。

運営については、公設民営のDBO方式として、特別目的会社「阿南ハイトラスト株式会社」に委託し、現在、本格稼働後2カ月余りを経過しましたが、全工程において順調に運営が行われています。さらに、環境について学べる情報・

学習コーナーやリサイクル体験室、野外の多目的広場などの施設では、幅広い世代の皆さまに利用していただいているほか、施設の見学についても会議室での大型モニターでの説明や展示パネル、ガラス越しの見学コースなど、充実した内容となっております。すでに4月から市内小学校や県内外の行政視察など多くの見学を受け入れています。

また、かねてより市民の皆さまから強いご要望のありました「プラスチック製容器包装」の複数回収集については、エコパーク阿南の稼働により、試行期間を設け、本年4月からは毎月2回、実施しています。

農地中間管理事業の推進

就労年齢の高齢化に伴う担い手不足や、中山間地域等における耕作放棄地の拡大など喫緊の課題に加え、TPPをはじめとする経済のグローバル化による国際競争力の激化など、国内農業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、農業の構造改革を推進していくことが重要となっております。

こうした中、国は、本年3月、農業を足腰の強い産業としていくための政

策として「農地中間管理事業の推進に関する法律」を施行し、農業経営規模の拡大や農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする人の参入の促進を図ることなどを目的とする「農地中間管理事業」を創設し、この事業の具現化を図る公的な機関として都道府県段階に「農地中間管理機構」を設立させ、農地の利用の効率化や生産コストの削減を図り、農業の競争力を強化するものとしています。

このため、本市では、徳島県が「農地中間管理機構」として指定する公益財団法人徳島県農業開発公社から、「農地の出し手の掘り起こし」や「借り受け予定農用地などの位置・権利関係の確認」あるいは地域農業の実態に即した「農地利用配分計画の原案の作成」など、農地中間管理事業に関する業務の一部の委託を受け、強い農業づくりの実現に向け、農業委員会をはじめJA等の関係諸団体などと連携しながら、当該事業を推進して参りたいと考えています。

紙面の都合上、抜粋して要旨部分のみ掲載しています。全文をご覧になりたい方は、市ホームページをご覧ください。

また、後日作成されます市議会会議録は市立図書館等で閲覧することができます。